

別添 1

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2 27 (略)</p> <p>28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される無線設備の受信装置及びインマルサットG S P S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>第二十五条 4 第四十九条の二十三 (略)</p> <p>（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 4 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 送信装置の条件</p> <p>イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。</p> <p>ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。</p> <p>毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット</p> <p>ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。</p> <p>2 受信装置の条件</p> <p>空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(二) <u>二〇デシベル</u>以上であること。</p> <p>3 空中線の条件（主として航空機に搭載される無線設備を除く。）</p> <p>イ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しない空中線である場</p>	<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2 27 (略)</p> <p>28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットG S P S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>第二十五条 4 第四十九条の二十三 (略)</p> <p>（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 4 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 送信装置の条件</p> <p>イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。</p> <p>ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。</p> <p>毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、<u>毎秒一八七、二〇〇ビット</u>、毎秒一三四、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット</p> <p>ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。</p> <p>2 受信装置の条件</p> <p>空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(二) <u>一八・五デシベル</u>以上であること。</p> <p>3 空中線の条件</p> <p>イ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しない空中線である場</p>

別添 1

合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる絶対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

表 (略)

ロ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置される無線設備の空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離隔に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

表 (略)

ハ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線である場合にあつては、絶対利得は、空中線の接地面に対し水平な面からの仰角が0度以上60度以下かつ空中線の接地面に対し水平な面における主輻射の方向からの離角が当該仰角に0.333を乗じて得た値に30度を加えた値以上180度以下において、四デシベル以下であること。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

8 (略)

(略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

表 (略)

注1~31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

(5) インマルサットB G A N型の無線設備 150Hz

(6) (略)

33~52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1~第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠し

合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる絶対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

表 (略)

ロ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置される無線設備の空中線である場合にあつては、主輻射の方向からの離隔に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

表 (略)

ハ 人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線である場合にあつては、絶対利得は、空中線の接地面に対し水平な面からの仰角が0度以上60度以下かつ空中線の接地面に対し水平な面における主輻射の方向からの離角が当該仰角に0.333を乗じて得た値に30度を加えた値以上180度以下において、四デシベル以下であること。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

8 (略)

(略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

表 (略)

注1~31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

(5) インマルサットB G A N型の無線設備 1,660Hz

(6) (略)

33~52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1~第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠し

て表示する。

1～6 (略)

7 インマルサットB G A N型の無線設備

- (1) 変調信号の送信速度が每秒 33,600 ビットであつて位相変調のもの 21 k H z
- (2) 変調信号の送信速度が每秒 67,200 ビットであつて位相変調のもの 42 k H z
- (3) 変調信号の送信速度が每秒 134,400 ビットのもの  
  - ア 一六値直交振幅変調のもの 42 k H z
  - イ 位相変調のもの 84 k H z
- (4) 変調信号の送信速度が每秒 268,800 ビットであつて一六値直交振幅変調のもの 84 k H z
- (5) 変調信号の送信速度が每秒 302,400 ビットであつて位相変調のもの 189 k H z
- (6) 変調信号の送信速度が每秒 604,800 ビットであつて一六値直交振幅変調のもの 189 k H z

8 (略)

第6～62 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～35 (略)

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の送信設備

ア 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備  
変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60 d B低い値とする。

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d B W以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、高調波発射を除き、次の表のとおりとする。高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (－) 38 d B W以下である値とす

て表示する。

1～6 (略)

7 インマルサットB G A N型の無線設備

- (1) 変調信号の送信速度が每秒 33,600 ビットのもの 21 k H z
- (2) 変調信号の送信速度が每秒 67,200 ビットのもの 42 k H z
- (3) 変調信号の送信速度が每秒 134,400 ビットのもの  
  - ア 一六値直交振幅変調のもの 42 k H z
  - イ 位相変調のもの 84 k H z
- (4) 変調信号の送信速度が每秒 187,200 ビットのもの 125 k H z
- (5) 変調信号の送信速度が每秒 234,000 ビットのもの 157 k H z
- (6) 変調信号の送信速度が每秒 268,800 ビットのもの 84 k H z
- (7) 変調信号の送信速度が每秒 302,400 ビットのもの又は每秒 604,800 ビットのもの 189 k H z

8 (略)

第6～62 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～35 (略)

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60 d B低い値とする。

る。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
<u>230MHz z 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (−) 84.8 dBW 以下</u>
<u>230MHz z を超え 1,000MHz z 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (−) 77.8 dBW 以下</u>
<u>1,000MHz z を超え 1,559MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が (−) 61 dBW 以下</u>
<u>1,559MHz z を超え 1,605MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が (−) 70 dBW 以下</u>
<u>1,605MHz z を超え 1,612.5MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-70 + 23/15 (f - 1605)</math> [dBW]</u>
<u>1,612.5MHz z を超え 1,616.5MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-55 + 5/4 (f - 1612.5)</math> [dBW]</u>
<u>1,616.5MHz z を超え 1,621.5MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-50 + 4/5 (f - 1616.5)</math> [dBW]</u>
<u>1,621.5MHz z を超え 1,624.5MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が (−) 60 dBW 以下</u>
<u>1,624.5MHz z を超え 1,625MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-60 + 5 (f - 1624.5)</math> [dBW]</u>
<u>1,625MHz z を超え 1,625.125MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-57.5 + 12/5 (f - 1625)</math> [dBW]</u>
<u>1,625.125MHz z を超え 1,625.8MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 <math>-57.2 + 32/3 (f - 1625.125)</math> [dBW]</u>

## 別添 1

<u>1,625.8MHz を超え 1,626MHz 以下</u>	任意の 30kHz 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 $-50 + 15(f - 1625.8)$ [dBW]
<u>1,626MHz を超え 1,626.2MHz 以下</u>	任意の 30kHz 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下 $-47 + 35(f - 1626)$ [dBW]
<u>1,626.2MHz を超え 1,626.5MHz 以下</u>	任意の 30kHz 幅における平均電力が (-) 40dBW 以下
<u>1,626.5MHz を超え 1,662.5MHz 以下</u>	任意の 3kHz 幅における平均電力が、それぞれ次の値以下 (1) $\Delta f$ が 0kHz を超え 25kHz 以下の場合は、次の式で算出した値以下 $-3/5 \Delta f$ [dBW] (2) $\Delta f$ が 25kHz を超え 125kHz 以下の場合は、次の式で算出した値以下 $-15 - 7/20(\Delta f - 25)$ [dBW] (3) $\Delta f$ が 125kHz を超え 425kHz 以下の場合は、(-) 50dBW 以下 (4) $\Delta f$ が 425kHz を超え 1,500kHz 以下の場合は、次の式で算出した値以下 $-50 - 3/215(\Delta f - 425)$ [dBW] (5) $\Delta f$ が 1,500kHz を超え 36,000kHz 以下の場合は、(-) 65dBW 以下
<u>1,662.5MHz を超え 1,665.5MHz 以下</u>	任意の 30kHz 幅における平均電力が (-) 60dBW 以下
<u>1,665.5MHz を超え 1,670.5MHz 以下</u>	任意の 100kHz 幅における平均電力が (-) 60dBW 以下
<u>1,670.5MHz を超え 1,680.5MHz 以下</u>	任意の 300kHz 幅における平均電力が (-) 60dBW 以下

<u>1,680. 5MHz を超え 1,690. 5MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-)60 d BW 以下</u>
<u>1,690. 5MHz を超え 12.75 GHz 以下</u>	<u>任意の 3 MHz 幅における平均電力が (-)60 d BW 以下</u>

注1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注2  $\Delta f$  は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1) 占有周波数帯幅の許容値が 21 kHz の場合

搬送波の中心周波数  $\pm 11.25$  kHz

(2) 占有周波数帯幅の許容値が 42 kHz の場合

搬送波の中心周波数  $\pm 22.5$  kHz

(3) 占有周波数帯幅の許容値が 84 kHz の場合

搬送波の中心周波数  $\pm 45$  kHz

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 kHz の場合

搬送波の中心周波数  $\pm 100$  kHz

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d BW を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、高調波発射を除き、次の表のとおりとする。高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 kHz 幅の等価等方輻射電力が (-) 38 d BW 以下である値とする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>230MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (-) 84.8 d BW 以下</u>
<u>230MHz を超え 1,000MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz 幅における尖頭電力が (-) 77.8 d BW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え 1,559MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 61 d BW 以下</u>
<u>1,559MHz を超え 1,605MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 70 d BW 以下</u>
<u>1,605MHz を超え 1,610MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-70 + 24/5 (f - 1605)</math> [d BW]</u>
<u>1,610MHz を超え 1,621.5MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 46 d BW 以下</u>

<u>1,621.5MHz z を超え 1,624.5 MHz z 以下</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-46+2(f-1621.5)</math> [dBW]</u>
<u>1,624.5MHz z を超え 1,625 MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-60+5(f-1624.5)</math> [dBW]</u>
<u>1,625MHz z を超え 1,625.125 MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-57.5+12/5(f-1625)</math> [dBW]</u>
<u>1,625.125MHz z を超え 1,625.8MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-57.2+32/3(f-1625.125)</math> [dBW]</u>
<u>1,625.8MHz z を超え 1,626MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-50+15(f-1625.8)</math> [dBW]</u>
<u>1,626MHz z を超え 1,626.2MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-47+35(f-1626)</math> [dBW]</u>
<u>1,626.2MHz z を超え 1,626.5 MHz z 以下</u>	<u>任意の 30 kHz z 幅における平均電力が (-) 40 dBW 以下</u>
<u>1,626.5MHz z を超え 1,662.5 MHz z 以下</u>	<u>任意の 3 kHz z 幅における平均電力が、それぞれ次の値以下</u> <u>(1) <math>\Delta f</math> が 0 kHz z を超え 25 kHz z 以下の場合は、次の式で算出した値以下</u> <u><math>5-4/5\Delta f</math> [dBW]</u> <u>(2) <math>\Delta f</math> が 25 kHz z を超え 125 kHz z 以下の場合は、次の式で算出した値以下</u> <u><math>-15-((35-\Delta W)/100)(\Delta f-25)</math> [dBW]</u> <u>(3) <math>\Delta f</math> が 125 kHz z を超え 425 kHz z 以下の場合は、次の式で算出した値以下</u>

	<p><math>-50 + \Delta W</math> [d B W]</p> <p>(4) <math>\Delta f</math> が 425 k H z を超え 1,500 k H z 以下の場合は、次の式で算出した値以下</p> <p><math>-50 + \Delta W - ((10 + \Delta W) / 1075) (\Delta f - 425)</math> [d B W]</p> <p>(5) <math>\Delta f</math> が 1,500 k H z を超え 36,000 k H z 以下の場合は、(-) 60 d B W 以下</p>
1,662.5 M H z を超え 1,690 M H z 以下	任意の 1 M H z 幅における平均電力が (-) 36 d B W 以下
1,690 M H z を超え 3,400 M H z 以下	任意の 1 M H z 幅における平均電力が (-) 61 d B W 以下
3,400 M H z を超え 10.7 G H z 以下	任意の 1 M H z 幅における平均電力が (-) 55 d B W 以下
10.7 G H z を超え 12.75 G H z 以下	任意の 1 M H z 幅における平均電力が (-) 49 d B W 以下

注 1  $f$  は、M H z を単位とする周波数とする。

注 2  $\Delta f$  は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が 21 k H z の場合  
搬送波の中心周波数  $\pm 11.25$  k H z
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が 42 k H z の場合  
搬送波の中心周波数  $\pm 22.5$  k H z
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が 84 k H z の場合  
搬送波の中心周波数  $\pm 45$  k H z
- (4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合  
搬送波の中心周波数  $\pm 100$  k H z

注 3  $\Delta W$  は、d B W を単位とする最大等価等方輻射電力 [d B W] から 15 [d B] を減じた値とする。

(7) (略)  
37~54 (略)

(7) (略)  
37~54 (略)